

	地球規模	日本国	埼玉県	嵐山町
1985	オーストリア フィラハ会議 政策決定者は温暖化防止の政策を決定し協力を			
1988	I P C C の設立 気候変動に関する政府間パネル			
1990	気候変動枠組み条約交渉会議の設立	・地球温暖化防止行動計画〔1991～2010（平成22年）〕		
1994	地球変動枠組み条約の発効〔努力目標・法的削減義務がない〕毎年COP（地球温暖化防止会議）の開催		環境基本条例制定 地球温暖化対策地域推進計画策定	
1996			環境基本計画策定	
1997	京都議定書を採択（法的拘束力をもった温室効果ガス削減のための議定書が採択） 京都議定書は、（1）55カ国以上の締結（日本の場合、国会承認）と（2）締結した先進国（削減目標をもつ国）の二酸化炭素排出量（1990年度）が全先進国の排出量の55%以上になると2つの条件を満たしてから90日後に発効（効力を生ずること	日本は〔2008年から2012年で1990年度比6%削減〕を公約 産業界1997年〔経団連 環境自主行動計画〕国際的な競争力の観点から自主削減・排出枠の設定に反対		
1998		1998年 地球温暖化対策推進大綱→地球温暖化対策推進法〔1998年10月公布〕 〔国・事業者・地方公共団体・国民の役割〕 ・温暖化防止活動推進員〔埼玉214人〕 ・都道府県地球温暖化防止活動推進センター ・地球温暖化対策地域協議会〔法26条〕 ・地球温暖化対策政府実行計画（法20条2） ・地方公共団体実行計画〔法20条3〕		
2001	COP7 京都議定書運用ルールの合意（国内の対策だけではなく、他の国と共同で実施した温暖化対策事業によって生じた削減量を削減したものとするしくみや、他の国から排出削減量を買う制度を使って、議定書の削減目標を達成することを認める）		埼玉県生活環境保全条例（公害防止条例の全面改正）	I S O 14001
2002		京都議定書批准 ・経団連・商工会声明・アメリカ不参加・EUと比較し不公平・実効性がなく法的拘束力が強い・自主的な取組みの尊重を 新たな地球温暖化対策推進大綱の決定 環境と経済の両立・具体性をもった政策へ 排出量の削減と吸収量の増大のポリシーミックス		
2003		温暖化ガス・基準年〔1990年8.3%増〕	埼玉県地球温暖化対策地域推進計画策定委員会設置	
2004			新たな埼玉県地球温暖化対策地域推進計画〔全市町村実行計画策定・環境基本計画の位置づけ・グリーン購入調達方針など〕	
2005	京都議定書発効	京都議定書目標達成計画		
2006		改正地球温暖化対策推進法施行 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表 改正省エネルギー法施行・運輸部門〔エネルギー使用量・輸送量〕 建築部門の算定・報告・公表		
2007	I P C C 第4次報告 オーストラリア批准	目標達成計画の評価と見直し	第2次埼玉県地球温暖化対策実行計画〔2007～2011〕県が直接管理している機関について、2011年の温室効果ガスの排出量を1990年（※）に比べ6%削減、2005年の排出量に比べ、約11400トンを削減する。※1999年の数値を1990年の排出量とみなす。	
2008	京都議定書第1約束期間始まる。先進諸国批准していない国はアメリカのみ 12月COP15ポルトガル 2013年以降に向けて		環境基本計画見直し年次 「仮称埼玉県地球温暖化対策推進条例」を目指す	